

②景観配慮事項

ア 建築物、工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観の変更

項目	基準
垣柵等	<input type="checkbox"/> 【A,Bゾーン】 <u>主要な通り</u> に面して、塀を設置しない。設置する場合は、生垣、板塀とし、ブロック塀を避ける。
	<input type="checkbox"/> 【C,Dゾーン】 垣柵を設ける場合、生け垣の設置、木材や石材の活用、ネットフェンス前面の植栽、自然物の材質等を模したブロック積みなどが望ましい。
緑化	<input type="checkbox"/> 道路などの公共空間に面する場所の緑化に努める。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 建築物の壁面に自家広告物以外の屋外広告物を設置しないよう努める。 <input type="checkbox"/> できるだけ屋上に看板を設置しない。 <input type="checkbox"/> 木などの自然素材の活用が望ましい。 <input type="checkbox"/> 派手な色彩や電飾を避け、周辺の景観と調和した色彩が望ましい。

③その他

温泉場については、「修善寺温泉場地区みんなで景観を守るまちづくり計画（平成 22 年 5 月）」に記載されている“通り”ごとのルールにも配慮をお願いします。